

小田原市水洗便所改造資金貸付条例の廃止等に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市水洗便所改造資金貸付条例及び同条例施行規則の廃止並びに小田原市水洗便所改造等資金融資あっせん規則の制定
政策等の案の公表の日	平成29年12月15日（金）
意見提出期間	平成29年12月15日（金）から平成30年1月15日（月）まで（郵送の場合は、当日消印有効）
市民への周知方法	意見募集要項の配布（市内公共施設、ホームページ）

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	1件（1人）
インターネット	1人
ファクシミリ	0人
郵送	0人
直接持参	0人

無効な意見提出	0人
---------	----

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

<総括表>

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、反映したもの	
B	意見の趣旨が、すでに反映されているもの	
C	今後の検討のために参考とするもの	
D	その他（質問など）	1

<具体的な内容>

	意見の趣旨	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	債権回収の専門家である金融業が行うことで回収率の向上が期待でき、回収できなかった場合の損失は金融機関が負い市の損失はない。利子を払うことにはなるが、それ以上の効果が見込まれるようなので良いと思う。	D	ご賛同ありがとうございます。 方が一滞納が発生した場合は、一定期間のち市が金融機関の損失を補償し、市が債権を担うこととなりますが、金融機関による審査能力の向上から、滞納の可能性は低くなるものと考えています。